

(案)

水道料金の改定について（答申）

浜田市上下水道事業審議会

令和 7 年〇月〇日

浜田市長 久保田 章市 殿

浜田市上下水道事業審議会
会 長 鈴木 遵也

水道料金の改定について（答申）

本審議会は、令和 6 年 10 月 18 日付け水管第 373 号で諮問のあった水道料金の改定について慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので答申する。

記

1. 答 申

（水道料金の改定について）

給水人口の減少に加え、簡易水道統合に伴う国の支援も令和 10 年度には皆減することで収益が悪化し、このままでは水道事業の経営が成り立たなくなる危険性がある。また、水道施設等の老朽化が進んでおり、耐震化を含め対策を講じていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、慎重に検討した結果、水道水の安定供給を確保するため、健全な水道事業経営を維持する必要があることから、水道料金の増額改定を実施する必要性を認め、平均改定率は 38% とすることを答申する。

なお、改定に係る事務手続き及び周知期間を考慮し、改定時期は令和 9 年度とし、改定後も給水人口の減少等による収益の減少傾向は変わらない見込みであることから、改定後 5 年を目途に、再度水道料金水準の検証を行う必要がある。

また、近年の物価高騰により、家計及び事業活動は厳しい現状にある。この度の改定は大幅な値上げとなるため、影響の大きい生活

困窮者等への配慮を求める。

(検討の経緯)

(1) 令和2年10月に完了した前回の料金改定から5年が経過する中、物価高騰や給水人口の減少により浜田市の水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。特に、簡易水道統合に伴う国の支援措置が令和10年度に皆減することに伴い、一般会計からの繰入金が大幅に減少する影響もあり、このままでは令和13年度には経営破綻が危惧される状況である。水道事業は独立採算制が原則であり、一般会計からの繰入に頼る経営はできないため、今後も見込まれる収益の減少については、水道料金収入で賄うことが求められる。

(2) 令和3年度から令和5年度の3ヵ年の総括原価48億5,259万円から求めた事業運営に必要な供給単価「269.6円／ m^3 」と、令和5年度決算時の供給単価「195.4円／ m^3 」を比較すると38.0%の乖離(不足)が生じており、経費に見合った収入が得られていない現状がみてとれる。

(3) 水道施設等の老朽化の進行に伴い、計画的な更新に取り組んでいるが、近年頻発する災害に対応するため耐震化の推進は急務であり、そのための財源確保が必要である。ただし、類似団体と比較して企業債残高が著しく高い状況であり、経営の弾力性を確保するには新たな企業債の発行は極力抑えるべきである。

(4) 基本料金：従量料金＝2.7：7.3という収益構造となっており、他自治体と比較しても基本料金の割合が低い。安定的な収益構造とするため、基本料金の割合を高め、基本料金：従量料金＝3：7程度に改善する必要がある。一方で、料金改定による負担の不均衡が生じないように、現行の逦増逦減による料金体系自体は維持すべきであ

る。

(5) 以上の点を踏まえ、新水道料金体系（案）を検討し、当期純利益及び資金残高のシミュレーションを行った結果、5年程度ではあるが経営の健全化が確保でき、施設等の更新にも一定の効果が期待できることから、答申に至った。

2. 付帯意見

(1) 生活困窮者等への配慮について

答申でも触れたとおり、この度の料金改定は大幅な値上げであり、生活困窮者及び水を大量に使用する水産関連事業者や福祉施設の負担感が大きい。

これら個別の配慮は、水道料金体系に取り込めるものではなく、検討時のシミュレーションや、答申における料金改定率には見込んでいない。

よって、福祉施策や産業施策の観点から、激変緩和措置などの負担軽減策を実施するよう強く要望する。

(2) 経営健全化の取組について

将来にわたって水の安定供給を維持するため、計画的かつ効率的な施設等の更新を計画・実行し、併せて、公営企業として独立採算制を維持できるよう経営健全化に努められたい。

(3) 市民への周知について

水道料金改定に対する市民の理解が正しく得られるよう、具体的にわかりやすい資料の作成、丁寧な説明に努められたい。

【付属資料】

資料 1 諮問書

資料 2 委員名簿

資料 3 審議経過（開催状況）

資料 4 人口及び給水収益推計

資料 5 新水道料金体系（案）

資料 6 浜田市上下水道事業審議会条例

水 管 第 373 号
令和 6 年 10 月 18 日

浜田市上下水道事業審議会

会 長 鈴木 遵也 様

浜田市長 久保田 章 市
(上下水道部水道管理課)

水道料金の改定について（諮問）

浜田市上下水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたしますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

記

諮問事項

1 水道料金の改定について

(諮問の趣旨は、裏面に記載しています。)

【諮問の趣旨】

本市の水道料金については、市町村合併以来の課題であった料金体系の統一を踏まえつつ、平成 30 年 10 月から 2 年かけて段階的な料金改定を実施し、現在 6 年が経過したところです。

この間、給水人口も減少し、令和 3 年度以降は減収が続いております。

また、旧簡易水道事業に係る一般会計繰入金が段階的に縮減し、令和 10 年度には皆減となることから、経営状況は一層厳しさを増していきます。

一方で、近年の急激な物価高騰により施設等の維持管理費が増大し、今後も減益となることが見込まれます。近年大規模災害の危険性が増す状況にあって、耐用年数を超える施設等も年々増加していくなか、着実に施設等の更新をしていかなければ、水の安定供給の維持が難しくなります。

以上の状況を踏まえ、持続可能な水道事業経営を行い、水の安定供給を確保するために、水道料金を適切な水準に見直し、経営基盤の強化を図ることが不可欠であります。

よって、諮問事項について貴審議会の意見を伺うものです。

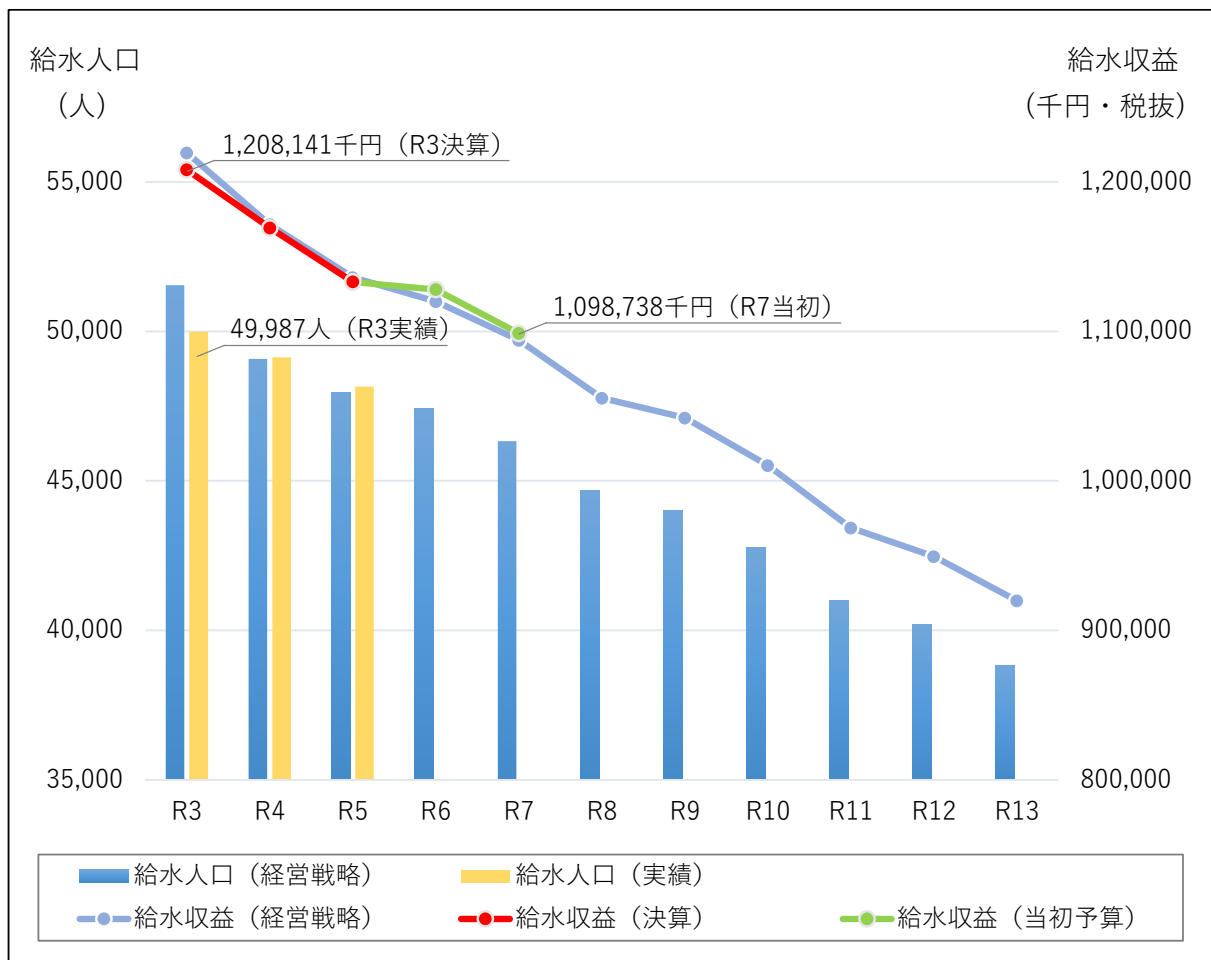
委員名簿

	選出団体名	役職名	氏名
受益者代表	浜田地域協議会	委員	佐古 肇徳
	金城地域協議会	委員	中芝 清張
	旭地域協議会	委員	新森 増美
	弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀
	三隅地域協議会	委員	石川 正史
公共的団体代表	浜田商工会議所	専務理事	田村 洋二
	石央商工会	事務局長	植田 尚樹
	JA しまね いわみ中央地区本部	女性部	猪俣 房子
	漁業協同組合 JF しまね 浜田支所	支所運営委員長	金坂 敏弘
	浜田市社会福祉協議会	常務理事	古森 義明
	浜田市消費者問題研究協議会	会長	宮本 美保子
識見者	公立大学法人島根県立大学	准教授	豊田 知世
	公立大学法人島根県立大学	教授	鈴木 遵也
	税理士法人錦織会計事務所	公認会計士	岸 達哉

審議経過（開催状況）

開催回	開催日	内容
第 1 回	令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）	諮問 経営目標の設定
第 2 回	令和 7 年 1 月 1 7 日（金）	総括原価の算定 料金表の設定① 段階的な料金改定の試算
第 3 回	令和 7 年 4 月 1 6 日（水）	料金表の設定②
第 4 回	令和 7 年 7 月 1 5 日（火）	答申（案）検討①
第 5 回	令和 7 年 1 0 月〇〇日（〇）	答申（案）検討② 答申

人口及び給水収益推計



資料 5

新水道料金体系（案）

単位：円（2ヵ月・税抜）

口径	基本料金	従量料金						臨時用 船舶用
		0～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～1000㎡	1001～2000㎡	2001㎡～	
13mm	2,390	115	204	255	304	278	257	676
20mm	2,560							
25mm	3,640							
30mm	3,900							
40mm	8,560							
50mm	17,110							
75mm	25,400							
100mm	86,100							
150mm	98,500							

（参考）現行料金体系

単位：円（2ヵ月・税抜）

口径	基本料金	従量料金						臨時用 船舶用
		0～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～1000㎡	1001～2000㎡	2001㎡～	
13mm	1,680	85	150	185	220	205	190	490
20mm	1,800							
25mm	2,600							
30mm	2,600							
40mm	6,200							
50mm	12,400							
75mm	18,400							
100mm	62,400							
150mm	71,400							

【現行料金との差額・改定率】

単位：円（2ヵ月・税抜）

口径	基本料金	従量料金						臨時・船舶
	改定額（円）	改定額（円）／改定率（％）						改定額（円）
	改定率（％）	0～20㎡	21～40㎡	41～100㎡	101～1000㎡	1001～2000㎡	2001㎡～	改定率（％）
13mm	+710 42.3%	+30 35.3%	+54 36.0%	+70 37.8%	+84 38.2%	+73 35.6%	+67 35.3%	+186 38.0%
20mm	+760 42.2%							
25mm	+1,040 40.0%							
30mm	+1,300 50.0%							
40mm	+2,360 38.1%							
50mm	+4,710 38.0%							
75mm	+7,000 38.0%							
100mm	+23,700 38.0%							
150mm	+27,100 38.0%							

【当期純利益】

決算					新料金					単位：千円		
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
料金収入	1,133,128	1,128,055	1,091,753	1,053,105	1,416,175	1,381,053	1,346,934	1,313,787	1,281,591	1,250,314	1,219,925	
基本料金					424,925	420,532	416,189	411,895	407,658	403,473	399,336	
従量料金					991,250	960,521	930,745	901,892	873,933	846,841	820,589	
基本：従量					3：7	3：7	3.1：6.9	3.1：6.9	3.2：6.8	3.2：6.8	3.3：6.7	
当期純利益(△損失)	138,251	6,850	△24,782	△106,292	226,945	183,861	145,935	103,884	66,147	25,370	△8,878	

R9改定率 38.0%増

【資金残高予測】

決算					単位：千円						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
当期純利益(△損失)	138,251	6,850	△24,782	△106,292	226,945	183,861	145,935	103,884	66,147	25,370	△8,878
資本的収支不足額	△625,489	△578,348	△653,921	△644,989	△690,215	△628,331	△598,384	△583,219	△579,641	△589,358	△568,811
補填財源	625,489	578,348	653,921	644,989	690,215	628,331	598,384	583,219	579,641	589,358	568,811
損益勘定留保資金	462,068	468,801	473,060	470,671	462,845	467,646	464,010	466,966	469,248	472,833	462,421
その他	62,562	85,513	106,389	88,208	106,389	106,389	106,389	106,389	106,389	106,389	106,389
利益剰余金処分額	100,859	24,034	74,473	86,111	120,981	54,296	27,985	9,864	4,004	10,136	—
補填財源不足額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
期末資金残高	1,341,478	1,324,294	1,225,040	1,032,638	1,138,602	1,268,167	1,386,117	1,480,137	1,542,280	1,557,515	1,548,637

当期純利益の場合）期末資金残高＝前年度残高＋当期純利益－利益剰余金処分額

当期純損失の場合）期末資金残高＝前年度残高－利益剰余金処分額（当期純損失を含む）＋補填財源不足額

浜田市上下水道事業審議会条例

平成31年 3 月15日 条例第14号

改正

令和 4 年 6 月24日 条例第14号

令和 5 年12月22日 条例第27号

浜田市上下水道事業審議会条例

(目的及び設置)

第 1 条 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、浜田市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、水道事業及び下水道事業に関する重要事項について調査審議し、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 受益者
- (2) 公共的団体の代表
- (3) 識見者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、上下水道部水道管理課において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(浜田市水道料金審議会条例の廃止)

- 3 浜田市水道料金審議会条例(平成17年浜田市条例第261号)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 施行日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集するものとする。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和4年6月24日条例第14号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月22日条例第27号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。